

令和3年6月吉日

P T A 会 員 様

大阪市立淀川中学校校長 山本 武司
同 P T A 会 長 原田 崇

令和2年度決算総会並びに令和3年度予算総会の開催（書面表決のお願い）について

向暑の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

淀川中学校P T Aでは、例年この時期に定期総会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面表決にご協力くださいますようお願いいたします。

つきましては、別紙「総会資料(議案)一式」をご覧ください、本紙キリトリ線以下の「書面表決書」にご署名及び各議案への賛否をご記入いただき、6月4日までご提出くださいますようお願いいたします。

議案の可決につきましては、ご提出頂きました「書面表決書」のうち、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。

ご多用の中、恐縮ですが、よろしく願いいたします。

なお、令和3年5月15日に開催しました役員会において、各議案については審議済みであることを申し添えます。

-----キリトリ線-----

書面表決書

令和3年 月 日

生徒氏名： 年 組

保護者氏名：

私は、令和2年度淀川中学校P T A総会における下記議案について、次のとおり表決します。

| 議 案 | 賛 成 | 反 対 |
|--|-----|-----|
| 第1号議案 「令和2年度事業報告・会計報告」 | | |
| 第2号議案 「令和3年度役員 ^{候補者} の選出について」 | | |
| 第3号議案 「令和3年度事業計画案・予算案」 | | |
| 第4号議案 「P T A規約・第9章 総会 について」 | | |
| 第5号議案 「P T A 常置委員会について」 | | |
| 第6号議案 「P T A規約改正について」 | | |
| 第7号議案 「P T A会費について」 | | |

【意見】※ご意見がありましたらご記入ください。

- (注) 1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかの欄に○印で記入してください。
2. 「賛成」・「反対」の両方に○印がある場合および両方に○印がない場合には、その議案について賛成とみなします。

令和3年度予算総会 議案

第1号議案「令和2年度事業報告・会計報告」 別紙参照

※新1年生の保護者の方は、2号議案から7号議案についてお答え下さい。

第2号議案「令和3年度役員~~の選出~~_{候補者}について」 別紙参照

第3号議案「令和3年度事業計画案・予算案」 別紙参照

第4号議案「PTA規約・第9章 総会 について」

第24条 本会の予算の審議決定および決算報告の承認は総会でおこなう。
と言う項目に社会状況を鑑み、書面にて総会をおこなう事も可能とする。
を追記する。

第5号議案「PTA常置委員会について」

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、昨年同様本年度も子供たちや会員の皆様の健康と安全を考慮し、活動の縮小化を検討致しました。つきましては委員会(総務・給食委員会、成人・人権委員会、3年学級委員会、2年学級委員会、1年学級委員会)の立候補や、くじによる委員選出を中止し、必要となる活動時にお手伝い頂ける保護者の方を広く募りたいと思います。ご理解・ご協力を賜われますよう、宜しくお願い致します。また、主な運営は役員会が中心となり、活動人数が必要な際にお手伝いに来て頂ける保護者の方へご連絡致します。可能な範囲でお手伝い頂けましたら幸いです。

第6号議案「PTA規約改正について」 別紙参照

第7号議案「PTA会費について」

活動縮小により、例年よりPTA活動費用も減少することが予想されます。そこで今年度は(5月引落し2000円、6月引き落とし2000円)のみの徴収とさせて頂き、主に下記の費用を活動費に充てさせていただきたいと思っております。

- ・みおつくし親子安全互助会保険費(課外活動、部活動等のケガにおける保険代)
- ・賠償責任保険費(学校内で起きた器物損壊等における保険代)
- ・PTAで使用するコピー機設置にかかる費用(用紙代など)
- ・PTAだより(制作、印刷代)
- ・卒業記念品費など

第6号議案「PTA規約改正について」

今後のPTA活動において各委員会の円滑な運営と負担軽減の為、PTA規約第11章第30条にある、総務・給食委員会と学級委員会1年、成人・人権教育委員会と学級委員会2年、それぞれの合併を検討しております。また進路対策委員会委員と学級委員会3年の合併文言が欠落しておりましたので追加致します。

これに伴い、第11章の規約改正が必要となりますので、会員皆様に賛否をお伺い致します。

※改正内容を抜粋し以下に記載致します。

第11章第30条

《改正前》

- (1) 総務・給食委員会 本会の目的遂行の為の行事計画をたて各委員会との連携調整をはかり、かつ給食に係る行事・活動等が生じた場合役員会の協力のもとこれに従事する。
- (2) 進路対策委員会 進路指導の計画実施に協力する。本会の目的遂行のために各委員会との連絡調整をはかる。
- (3) 学級委員会 会員と先生の連絡はかり学級の向上発展と境域環境の整備につとめる。(1、2年)
- (4) 地域委員会 ~改正箇所無し~
- (5) 保体環境委員会 ~改正箇所無し~
- (6) 広報環境委員会 ~改正箇所無し~
- (7) 成人・人権教育委員会 会員相互の教育水準を高める啓発活動をおこなう。人権問題にたいする正しいりかいと認識を深めるようつとめる。

《改正後》

- (1) 総務・給食・1年学級委員会
本会の目的遂行の為の行事計画をたて各委員会との連携をはかる。
給食に係る行事・活動等が生じた場合、役員会の協力のもとこれに従事する。
保護者と教職員の連絡をはかり、学級の向上発展と教育環境の整備につとめる。
- (2) 成人・人権教育・2年学級委員会
会員相互の教育水準を高める啓発活動をおこなう。
人権問題に対する正しい理解と認識を深めるようつとめる。
保護者と教職員の連絡をはかり、学級の向上発展と教育環境の整備につとめる。
- (3) 進路対策・3年学級委員会
進路指導の計画実施に協力し、本会目的遂行のために各委員会との連絡調整をはかる。
保護者と教職員の連絡をはかり、学級の向上発展と教育環境の整備につとめる。
- (4) 地域委員会 ~改正箇所無し~
- (5) 保体環境委員会 ~改正箇所無し~
- (6) 広報環境委員会 ~改正箇所無し~